

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	火葬炉の更新・新設にあたっては、将来の体格変化も見据えた十分な収容寸法の確保について検討していただきたい。	火葬炉選定における収容寸法については、非常に重要な視点であると認識しております。 今後の設計段階において十分な余裕を持った収容寸法を確保できるよう、検討を進めてまいります。
2	火葬場利用者の送迎については、安全性の確保及び法令遵守の観点から、緑ナンバーの車両による運用を原則としていただきたい。 火葬場への送迎は、利用者が安心して利用できる送迎環境の確保につながることから、送迎サービスは、緑ナンバーの車両の利用を基本とする運行をご検討いただきたい。	現在、火葬場利用者の交通手段は、自家用車やタクシー、葬祭事業者等が提供する車両を利用しており、これまでも法令を遵守しているものと認識しております。 新火葬場では送迎サービスを行う予定はありませんが、駐車場の形態や利用動線などを考慮し、利用者の利便性向上及び安全対策を十分に講じるよう計画してまいります。
3	火葬場の指定管理者の選定にあたっては、公平性及び中立性の確保を重視していただきたい。指定管理者については、利用者や関係事業者に対して公平な運営が求められるため、葬祭事業を直接営まない事業者や団体を優先的に選定することを検討いただきたい。	自治体の運営する火葬場においては、公共性及び公平性の確保は重要な視点であります。 火葬場施設運営には様々な知見が必要となりますので、運営主体の在り方及び運営手法については慎重に検討してまいります。
4	関川村の住民の意見は聴取しているのでしょうか。広域事業として扱っているのであれば、その利用範囲である関川村の考えはどのようにして考慮しているのでしょうか。気になります。	関川村からは、荒川火葬場について事務委託を受けており、本計画（案）について説明し、ご理解をいただいております。周知方法については、関川村では、本計画をホームページにて周知するとお聞きしております。
5	計画案 P11 の需要予測において、次の様な判断がされていることに疑問があります。引用「ここでは、改正前の詳細な分類による火葬炉の耐用年数（16 年）をもとに、供用開始からおよそ 16 年後の令和 28 年までを予測期間とします。」とありますが、改正後、他生活関連サービスとして 6 年とかなり短縮した期間に変更されているので、その根拠の説明がほしいです。何故改正した年数で算出しないのかが理解できないからです。	火葬炉の耐用年数については、税法上の年数が、現在は、その他の生活関連サービスに含まれ 6 年となっていますが、平成 20 年度税制改正前までは、火葬設備として 16 年とされていること、火葬炉メーカーに確認したところでも、6 年ではあまりにも短すぎるというご意見をいただきましたので、税制改正前の 16 年を採用したところであります。

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	廃止することになる、荒川と山北の火葬場の処分方法と予算付けについてはどのようなのでしょうか。その処分方法と、跡地利用についても事前に検討計画が必要と思います。	新火葬場が供用開始された後は、荒川火葬場は廃止しますが、山北火葬場は、山北地域の方の移動時間を考慮して、日本海東北自動車道が延伸するまで、事業継続する予定であります。処分方法及び跡地利用については、公共施設マネジメントプログラムの「用途廃止施設の「活用・処分」取組方針」に基づき検討してまいります。
7	P18 のスケジュールの図で、火葬と冷却の時間が75分とありますが、P26 の台車の検討案からすると、この時間配分はロストル方式の選択が予定されているという事でしょうか。耐用年数や清潔度からは、台車式のほうが望ましいと考えます。	P18 のタイムテーブルは、他火葬場の状況を聴取し想定したものでありますので、炉形式をロストル方式としたものではありません。 炉形式については、火葬時間だけではなく、耐用年数や維持管理コスト等を総合的に判断して、決定してまいります。
8	山北の火葬場利用を予定していた方々には、距離的負担が少なく済むというようであれば、管外（隣県）の利用による経費負担の差額を補助するという対応で、公平性を考慮することができるのではないか。	山北火葬場は、山北地域の方の移動時間を考慮して、日本海東北自動車道が延伸するまで、事業継続する予定であります。他方、山北支所（府屋）から鶴岡市斎場までの距離は約 45 kmあり、新火葬場よりも遠くなることから、利用は考えておりません。
9	散骨を希望する事例のための対応も考慮しておく必要はあると考えます。また、近年は、ペットも増えています。動物炉というのがあることを、P35 以降の表から知りました。当市ではどのように対応するのかが記載されているとよいと考えます。	新火葬場に散骨に対応する設備を設けることについては、今後、散骨ニーズの状況を鑑み検討してまいります。 ペット火葬については、これまでも民間事業者により行われておりますし、設置予定もありませんので、本計画には記載しておりません。
10	事業手法についての記載が多くありますが、決めかねているように受け取りました。これらの説明を読んでみて、指定管理者制度が適当なのかと受けとめました。	事業手法の決定については、この後、官民連携手法導入可能性調査を行い、分離発注方式と一括発注方式のメリット、デメリット比較や経済性評価を行い、本市にとって最良な事業手法を決定してまいります。
11	P29 の災害時の対応についての内容で、非常時の自家発電の記載があることと、冷却や燃焼において使用する電力の事で考えたことがあります。日下地内に建設予定の木質バイオマス発電の電力を利用できるような協定などできないのでしょうか。地元の資源を活用できればよいと考えます。あるいは、一部でも太陽光発電を別棟の屋根や壁で設置して利用する、というようなこともで	火葬場の非常時には、自家発電装置にて電力を賄う計画となっておりますが、木質バイオマス発電事業者とは、「持続可能な地域づくりのための包括連携協定」を締結しておりますので、その中でご協力いただけたところについて協議してまいります。 また、P16 火葬場の基本方針において、再生可能エネルギーの導入を謳っておりますので、太陽光

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
	きるとよいのにと考えます。 また、冷却による排熱の利用はできないでしょうか。熱利用の裁量はあるのでしょうか。できれば無駄のない熱利用を検討してほしいです。	発電を含め、あらゆる再生可能エネルギーの導入を検討してまいります。
12	山が迫っている感じのところなので、土砂災害の防止にはくれぐれも留意してほしいです。また、熊等の動物の出没対策はどのように考慮しているのでしょうか。そのような記載も必要と考えます。	新火葬場の用地造成に際しては、土砂災害の防止対策を徹底してまいります。 熊等の野生動物対策についてですが、近年は、様々な箇所に野生動物が出没している状況ではありますが、火葬場整備において特別な対策を行う予定はありませんので、本計画での記載はいたしません。表示看板等での利用者への注意喚起を検討してまいります。
13	P31 の予算概要の内容は、事業手法により変更が生じるはず。そこで、どの程度の幅が想定されるのか、あるいはどの程度の上限額を想定しているのかもあらかじめ記載が必要ではないでしょうか。諸物価高騰の折、限度額を超えるならば、構想そのものを見直す必要があるのではないかと考えますが、その点はどのように考えているのでしょうか。	P31 の概算費用については、分離発注方式とした場合の金額となっており、一括発注方式とした場合は、事業費が変動することが想定されます。変動額の見込みは、官民連携手法導入可能性調査による経済性評価等により算定することになります。資材費、人件費ともに高騰しており、概算費用の変動幅及び上限額を設けることは難しい状況にありますので、今後の基本及び実施設計において、適正な価格となるよう精査してまいります。
14	駐車場のスペースが狭すぎるのでは。今後時代が進めば、マイクロバスでの送迎より個人が自家用車でそれぞれに来所するケースも増加すると思われる。	P23 新施設建物配置イメージでは、会葬者駐車場 18 台分、マイクロバス駐車場 3 台分、車椅子駐車場 3 台分を想定しており、混雑時には、臨時駐車場を開放することとしております。今後具体的な建物及び駐車場配置を行う際には、なるべく駐車台数を確保するように検討してまいります。